

## Q. 税務調査で言ってはならないことは何ですか？

税務調査を何度か受けると、**不条理に感じる**ことがあります。その典型例は、前回までの税務調査で否認指摘を受けなかったのに、今回の税務調査で否認指摘を受けることです。

今までの税務調査では通ったのだから、今回も大丈夫だろうと思うわけですが、ここで言ってはならないことがあります。それは「**以前の税務調査ではダメだと言われませんでしたよ！**」という言葉です。

調査官：「これは認められませんね。」

社長：「何を言ってるんですか？以前の税務調査では何も言われませんでしたよ！」

調査官：「それは、以前の担当調査官が気付かなかっただけでしょう。」

社長：「それはおかしいでしょう。こちらも以前は何も言われなかったのですから、そのまま処理していて、何がおかしいんですか！」

調査官：「わかりました。本当は修正を3年で済ませようと思っておりましたが、そうおっしゃるなら**7年修正してもらいましょうか。**」

社長：「・・・」

「火に油を注ぐ」とはまさにこのことで、以前の税務調査で指摘されなかったことを主張すれば、調査官としては最大年分まで遡って追徴税額を払わせよう、と思うわけです。本来は**3年分誤りを修正すればよかったものを、余計なことを言ってしまったばかりに、7年分も修正しなければならないのであれば、藪蛇（やぶへび）**です。

上記の調査官とのやり取りの中で、調査官が主張していることの方が正しいのです。つまり、**以前の税務調査で何も言われなかったとしても、それが今後も大丈夫だということの保証ではない、**ということです。これは法律的にも正しいといえます。税務調査は将来の正しさを保証する行為ではないのです。

税務調査というのは、日数も限られていますし、調査官によって見るポイントも違います。ですから、誤りがあっても気付かれないこともあります。これが現実です。だからこそ、その「非」を攻めてしまうと、調査官も「**実際に間違っているんだから、じゃあいくらでも遡って追徴するぞ**」となってしまうわけです。

調査官も人間です。こちらが煽るようなことを言えば、感情的になるのも当然だといえるでしょう。「**以前の税務調査ではダメだと言われませんでしたよ！**」という言葉は、グツと飲みこむようにしましょう。

(平成25年11月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。)